



けやき通信

ごあいさつ

「所有者不明土地をめぐる各種法律の施行」



早いものでもう4月ですね。今年は、桜が例年より早く開花するなど暖かい日が多いですね。

さて、今年の4月は、所有者不明土地をめぐり改正・制定された法律が順次施行していきます。

まず4月1日に、①所有者不明土地・建物について適正な管理をするための管理人制度や、②相続開始から1

0年経過した後に行う遺産分割について具体的相続分が主張出来なくなるという改正民法が施行します。

4月27日には、相続により取得した土地を国へ帰属させるための法律が施行します。

いずれも司法書士業務に密接な改正ですので、皆さまに正確な情報提供ができるよう努めていきます。

今月のテーマ

「遺産分割の事例紹介① ～配偶者居住権～」



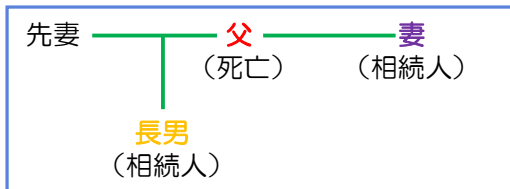
1. 遺産分割の事例紹介

今月号では、遺産分割の事例紹介として「配偶者居住権」を取り上げます。

なお、事例は、本ニュースレターで説明するために設定したものです。

2. 具体的事例

- ①被相続人：父（令和5年2月20日死亡）。
- ②相続人：妻と先妻との間の子（長男）の2名。
- ③遺産：自宅不動産と預貯金のみ。



3. 妻の考え

- ①引き続き自宅不動産で生活したい。
- ②安定した生活を送るために預貯金も相続したい。

4. 長男の考え

- ①現在別の場所で生活しているため、義母（妻）が引き続き自宅不動産で生活することは構わない。
- ②ただ、亡父の遺産を何も取得できないのは許せない。

5. 配偶者居住権とは

夫婦の一方が亡くなった場合、残された配偶者が亡くなった配偶者が所有していた建物に、①亡くなるまで、②無償で住み続けることができる権利です。

なお、配偶者居住権は、次の考えのもと創設された制度です。

①残された配偶者が住み慣れた居住環境で生活を継続できるよう住む場所を確保する。

②相続発生後の生活資金として、預貯金等の財産についても一定程度確保できるようにする。

6. 配偶者居住権の取得方法

配偶者居住権は、次のいずれかの方法で取得できます。

- ①遺産分割 ②遺贈 ③遺産分割の審判

7. 配偶者居住権創設前の問題点

- ①妻が不動産の所有権を取得した場合、妻死亡後に長男は妻の相続人でないため、不動産を取得できない。
- ②反対に長男が不動産の所有権を取得した場合、妻が生涯にわたり無償で自宅不動産で生活できる保障がない。

8. 事例の検討

今回の事例では、妻は自宅不動産で生活することを希望し、長男もそれを認めています。

ですので、遺産分割で、①妻が配偶者居住権を取得、②長男が自宅不動産の所有権を取得することで、上記7で述べた問題の解決を図ることができます。

なお、預貯金については、長男は、妻（義母）死亡後に、亡父から相続で取得した自宅不動産を売却することで金銭を取得できる可能性がありますので、その点を踏まえて話し合いをすることも可能と思われます。

今回は、妻と先妻の子の事例ですが、自身の子との事例（例えば、母死亡後の相続登記の手間を省くため当初より実家の所有権は長男にし、一方、母が実家を追い出されないかと心配する長女の希望で、母が配偶者居住権を取得する）でも活用できると思われます。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日にも対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市